

(第 2 回)、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年7月31日
契 約 業 者 名	(株)長大 つくば支店
契 約 業 者 の 住 所	茨城県つくば市東平塚 7 3 0
業 務 の 名 称	R 5 常陸河川国道管内交通安全施設等詳細設計業務
業 務 場 所	常陸河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係コンサルタント業務
業 務 概 要	1. 平面交差点詳細設計 (予備設計なし) (減) 2. 歩道設計の修正設計 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) (追加) 3. BIM/CIM活用 (追加) 4. 区画線劣化摩耗調査 (追加) 5. 履行期間延長
履 行 期 間 (自)	令和6年3月2日
履 行 期 間 (至)	令和6年10月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	22, 737, 000円 (税込)
変 更 金 額	+4, 818, 000円 (税込)
変 更 後 の 契 約 金 額	27, 555, 000円 (税込)
変 更 理 由	1. 平面交差点詳細設計 (予備設計なし) 警察協議の結果、けやき台入口交差点、国道 4 6 1 号入口交差点については、設計の必要がなくなったことから数量変更 (減) とする。 2. 歩道設計の修正設計 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) 鉾田市との協議の結果、小構造物設計、協議用資料作成を追加する。 3. BIM/CIM活用 BIM/CIMの活用を検討した結果、BIM/CIM活用を追加する。 4. 区画線劣化摩耗調査 区画線劣化摩耗調査方法を検討した結果、調査方法の変更及び診断・確認、報告書作成の追加を行う。 5. 履行期間 上記に伴い、令和 6 年 7 月 3 1 日から 9 2 日間延伸して令和 6 年 1 0 月 3 1 日までとする。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 3 1 日
契 約 業 者 名	(株) 長大 つくば支店
契 約 業 者 の 住 所	茨城県つくば市東平塚 7 3 0
業 務 の 名 称	R 5 常陸河川国道管内交通安全施設等詳細設計業務
業 務 場 所	常陸河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 平面交差点詳細設計 (予備設計なし) 2. 歩道設計の修正設計 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) 3. 履行期間
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 3 月 2 日
履 行 期 間 (至)	令和 6 年 1 2 月 2 7 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 7, 5 5 5, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 9 8, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 7, 7 5 3, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 平面交差点詳細設計 (予備設計なし) 事故対策内容確認の結果、高戸交差点、東本町交差点、石岡市役所入口交差点、柏熊交差点、桜川町三丁目交差点について、各交差点の事故対策内容の設計を確認したところ、設計の必要がなくなった項目が生じたため、項目の見直し・削除をする。 2. 歩道設計の修正設計 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) 鉾田市との協議のために複数の民地排水処理案を作成する必要性が生じたため、民地排水の道路接続検討資料作成を追加する。また、鉾田市との協議の結果、既設側溝の排水処理機能照査と既設側溝蓋の改修設計を追加する。 3. 履行期間 上記に伴い、令和 6 年 1 0 月 3 1 日から 5 7 日間延伸して令和 6 年 1 2 月 2 7 日までとする。

(第5回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 1 日
契 約 業 者 名	(株) 長大 つくば支店
契 約 業 者 の 住 所	茨城県つくば市東平塚 7 3 0
業 務 の 名 称	R 5 常陸河川国道管内交通安全施設等詳細設計業務
業 務 場 所	常陸河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 歩道設計の修正設計既設側溝利用案 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) 2. 歩道設計の修正設計 (国道 5 1 号鉾田市子生地先)
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 3 月 2 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 7 , 7 5 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 , 5 9 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 9 , 3 4 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 歩道設計の修正設計既設側溝利用案 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) 鉾田市との協議により、既設側溝を利用した歩道設計の必要が生じたため歩道設計の修正設計既設側溝利用案を追加する。 2. 歩道設計の修正設計 (国道 5 1 号鉾田市子生地先) 鉾田市との協議により、排水設計の必要が生じたため、用排水設計を追加する。また、上記 1 の追加に伴い、既設排水路の設計・照査を削除する。